

人権啓発視聴覚教材（DVD・ビデオ）の貸出について

1 借用できる者

- (1) 泉佐野市に在住または在勤者
- (2) 泉佐野市内の学校（園）、事業所
- (3) 泉佐野市内で活動する諸団体

2 貸出できる視聴覚教材

人権啓発用視聴覚教材リストに記載のDVD，ビデオ（VHS）。

※なお、壊れている視聴覚教材については貸出不可となります。

3 貸出本数及び期間

原則、1回につき3本以内、期間は10日以内となります。

※なお、視聴覚教材（特に新しいDVD）の貸出が重なる可能性がある場合は調整となり、上記に添えないことがありますのでご了承ください。

4 借用の手続き

- (1) 来庁・電話・メールで借りたい教材の予約状況を確認し、仮予約する。
※人権推進課窓口に来庁の場合は本申込することができます。
- (2) 借用日当日に人権推進課へ来庁し、本申込書を提出し、視聴覚教材を受け取る。

5 返却

- (1) 返却前に次のことを確認してください。
 - ①活用ガイドブックがあるか。（付属している教材のみ）
 - ②VHSビデオは巻き戻した状態になっているか。
- (2) 返却は、人権推進課窓口に来庁し、返却してください。（郵送等は不可）

6 その他

- (1) 非営利目的の利用であること。
- (2) 複製は著作権の関係で固く禁じられています。
- (3) 貸出したDVD・ビデオの管理については、借用した者（団体）等がその責任を負うこととなります。
- (4) DVD（VHS）デッキ・パソコン等の操作などには十分ご注意ください。
- (5) 再生機器等の貸出はしていません。
- (6) 教材に不具合などがありましたら、利用を中止し人権推進課まで連絡してください。（特に、古いビデオ（VHS））

7 問い合わせ（申込・貸出・返却）

泉佐野市市民協働部人権推進課

電話 072-463-1212（内線2491～2497）

アドレス jinken@city.izumisano.lg.jp

月曜日～金曜日：9：00～17：00

祝・休日及び年末年始（12月29日～1月3日）は除く。